



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 21 日 (火)
第 8 3 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (94) (経済通商総室) 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (95) (水産課) 3 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (96) (〃) 3 土砂災害警戒区域の指定 (97) (治山砂防課) 4 土砂災害警戒区域の名称の変更 (2件) (98・99) (〃) 5 土砂災害警戒区域の図面の変更 (2件) (100・101) (〃) 5 土砂災害特別警戒区域の指定 (102) (〃) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (103) (中部総合事務所福祉保健局) 11 指定居宅介護支援事業者の廃止 (104) (西部総合事務所福祉保健局) 11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (105) (西部総合事務所生活環境局) 11
◇ 公 告	特定鳥獣保護管理計画の決定等に関する公聴会の開催 (公園自然課) 12 警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活安全企画課) 13

告 示

鳥取県告示第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
本の学校 今井ブックセンター
米子市新開二丁目3-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 鳥根県松江市殿町63
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 2,117平方メートル
変更後 2,980平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 変更前 100台
変更後 120台
 - イ 荷さばき施設の位置
位置 7の書類に記載のとおり
 - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 7の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 変更前 20.4立方メートル
変更後 24.4立方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	株式会社今井書店	4月から11月まで	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後11時
		上記以外	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング	平日	開店時刻	午前11時	閉店時刻	午後8時
		土日祝	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時
変更後	株式会社今井書店		開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後10時
	株式会社ファーストリテイリング	平日	開店時刻	午前11時	閉店時刻	午後8時
		土日祝	開店時刻	午前10時	閉店時刻	午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後11時30分まで
変更後 午前9時30分から午後10時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 変更前 2か所

変更後 4 か所

(イ) 位置 7 の書類に記載のとおり

- 4 変更年月日
平成24年10月4日
- 5 変更する理由
集客力向上のため本の学校を増床する。
- 6 届出年月日
平成24年2月3日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年2月21日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第95号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち1から5までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業

鳥取県告示第96号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第28条第1項の規定により漁業の許可を取り消すことに伴い、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成24年 2 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成24年 2 月28日 (火) 午後 2 時から
- 2 聴聞の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁農林水産部会議室 (鳥取県庁本庁舎 4 階)
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第28条第 1 項の規定により漁業の許可を取り消すものである。

鳥取県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成24年 2 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
智頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
北新見谷川 (I-1-1-15-28)、堂ノ谷川 (I-1-1-15-44)、背谷川 (I-1-1-15-100)、下八
河谷川 (I-1-1-15-141)、倉谷川 (I-1-1-15-149)、婦木谷川 (I-1-1-15-171)、マア谷川
(II-1-1-15-34)、ツヅラ谷川 (II-1-1-15-38)、桑原川 (II-1-1-15-72)、コウナ谷川 (II-
1-1-15-97)、田子谷川 (II-1-1-15-109)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
智頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
早野 B 地区 (I-570)、向山地区 (I-600)、上市場 F 地区 (II-2465)、酒銭田下地区 (II-2512)、河津原
C 地区 (II-2532)、岡向こう地区 (II-2553)、樽見 E 地区 (II-人工2006)、久志谷地区 (III-4205)、久志谷
B 地区 (III-4206)、沖代 B 地区 (III-4207)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 3 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
智頭町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
智頭地区 (42)、大呂地区 (118)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第98号

平成19年鳥取県告示第314号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
智頭町	土石流	西野谷川（I-1-1-15-49）	剣谷川（I-1-1-15-49）
		鋸谷川（I-1-1-15-50）	天王谷川（I-1-1-15-50）

鳥取県告示第99号

平成20年鳥取県告示第103号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
智頭町	土石流	紺屋土居谷川（I-1-1-15-73）	紺屋谷川（I-1-1-15-73）
	急傾斜地の崩壊	酒屋地区（I-1323）	酒屋B地区（I-1323）

鳥取県告示第100号

平成19年鳥取県告示第314号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

中島川（I-1-1-15-2）、大町谷川（I-1-1-15-3）、牛臥川（I-1-1-15-4）、湯屋川（I-1-1-15-5）、小谷川（I-1-1-15-6）、会下谷川（I-1-1-15-7）、小松谷川（I-1-1-15-8）、妙法寺川（I-1-1-15-9）、スガ谷川（I-1-1-15-10）、ゴマ谷川（I-

1-1-15-11)、黒本川(Ⅰ-1-1-15-12)、鳥谷川(Ⅰ-1-1-15-38)、上市瀬谷川(Ⅰ-1-1-15-39)、市ノ奥川(Ⅰ-1-1-15-40)、右ノ奥川(Ⅰ-1-1-15-41)、大市瀬谷川(Ⅰ-1-1-15-42)、地主本川(Ⅰ-1-1-15-43)、劔谷川(Ⅰ-1-1-15-49)、天王谷川(Ⅰ-1-1-15-50)、天王谷川(Ⅰ-1-1-15-51)、浅見川(Ⅰ-1-1-15-52)、宮ノ前川(Ⅰ-1-1-15-53)、鳴畑川(Ⅰ-1-1-15-59)、ネギ谷川(Ⅰ-1-1-15-60)、車谷川(Ⅰ-1-1-15-61)、上河合谷川(Ⅰ-1-1-15-62)、木下川(Ⅰ-1-1-15-63)、崖ノ谷川(Ⅰ-1-1-15-65)、滝谷川(Ⅰ-1-1-15-139)、家谷川(Ⅰ-1-1-15-140)、天王谷川(Ⅰ-1-1-15-147)、堂ノ谷川(Ⅰ-1-1-15-148)、米原川(Ⅰ-1-1-15-150)、中島下谷川(Ⅱ-1-1-15-1)、上湯屋谷川(Ⅱ-1-1-15-2)、上ヤキ谷川(Ⅱ-1-1-15-5)、西大呂谷川(Ⅱ-1-1-15-6)、サギ谷川(Ⅱ-1-1-15-56)、河合谷川(Ⅱ-1-1-15-58)、下ノ谷川(Ⅱ-1-1-15-63)、新田川(Ⅱ-1-1-15-64)、小火打川(Ⅱ-1-1-15-70)、向山川(Ⅱ-1-1-15-71)、大峪川(Ⅱ-1-1-15-74)、市瀬A地区(Ⅰ-530)、市瀬B地区(Ⅰ-531)、中島地区(Ⅰ-532)、鳥ノ巣地区(Ⅰ-533)、板井原A地区(Ⅰ-534)、板井原B地区(Ⅰ-535)、板井原C地区(Ⅰ-536)、下町地区(Ⅰ-537)、上町(Ⅰ-577)、篠坂地区(Ⅰ-579)、下毛谷A地区(Ⅰ-580)、上毛谷地区(Ⅰ-582)、下大内地区(Ⅰ-583)、大内B地区(Ⅰ-585)、酒屋地区(Ⅰ-587)、郷原地区(Ⅰ-603)、郷原B地区(Ⅰ-604)、米原地区(Ⅰ-605)、西野地区(Ⅰ-606)、浅見A地区(Ⅰ-607)、浅見B地区(Ⅰ-608)、芦津A地区(Ⅰ-609)、芦津B地区(Ⅰ-610)、芦津C地区(Ⅰ-611)、八河谷地区(Ⅰ-612)、湯屋地区(Ⅰ-1138)、大呂地区(Ⅰ-1139)、上市場C地区(Ⅰ-1311)、上市場D地区(Ⅰ-1312)、芦津D地区(Ⅰ-1315)、芦津E地区(Ⅰ-1316)、市瀬C地区(Ⅰ-1321)、湯屋B地区(Ⅰ-1327)、大呂中島地区(Ⅰ-1332)、郷原第2地区(Ⅱ-2454)、市瀬E地区(Ⅱ-2456)、上市場E地区(Ⅱ-2464)、黒本地区(Ⅱ-2466)、黒本B地区(Ⅱ-2467)、板井原C地区(Ⅱ-2533)、板井原D地区(Ⅱ-2534)、八河谷B地区(Ⅱ-2535)、芦津G地区(Ⅱ-2536)、芦津H地区(Ⅱ-2537)、大呂B地区(Ⅱ-2538)、大呂C地区(Ⅱ-2539)、浅見C地区(Ⅱ-2540)、浅見D地区(Ⅱ-2541)、西野B地区(Ⅱ-2542)、下毛谷B地区(Ⅱ-2544)、下毛谷C地区(Ⅱ-2545)、篠坂B地区(Ⅱ-2546)

2 変更した年月日 平成24年2月21日

鳥取県告示第101号

平成20年鳥取県告示第103号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備えて縦覧に供する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

大町谷川(Ⅰ-1-1-15-21)、櫛谷川(Ⅰ-1-1-15-22)、波多川(Ⅰ-1-1-15-27)、惣地川(Ⅰ-1-1-15-30)、北谷川(Ⅰ-1-1-15-80)、金谷川(Ⅰ-1-1-15-81)、真鹿野川(Ⅰ-1-1-15-82)、野谷川(Ⅰ-1-1-15-83)、宇丹谷川(Ⅰ-1-1-15-85)、大谷川(Ⅰ-1-1-15-91)、河津原川(Ⅰ-1-1-15-93)、十日市川(Ⅰ-1-1-15-107)、山田川(Ⅰ-1-1-15-108)、湯谷川(Ⅰ-1-1-15-116)、観音寺川(Ⅰ-1-1-15-117)、宇波川(Ⅰ-1-1-15-120)、天狗谷川(Ⅰ-1-1-15-127)、船山谷川(Ⅰ-1-1-15-145)、笠木谷川(Ⅰ-1-1-15-153)、寺土居川(Ⅰ-1-1-15-157)、寺谷山川(Ⅰ-1-1-15-163)、天木川(Ⅰ-1-1-15-164)、埴師奥川(Ⅰ-1-1-15-165)、市略谷川(Ⅱ-1-1-15-32)、南出会谷川(Ⅱ-1-1-15-40)、小

見原谷川(Ⅱ-1-1-15-44)、榎木谷川(Ⅱ-1-1-15-80)、新見谷川(Ⅱ-1-1-15-82)、松ノ木川(Ⅱ-1-1-15-87)、大塚谷川(Ⅱ-1-1-15-98)、タブノキ川(Ⅱ-1-1-15-101)、酒銭田川(Ⅱ-1-1-15-102)、梅ノ木谷川(Ⅱ-1-1-15-103)、西谷川(Ⅱ-1-1-15-104)、池田川(Ⅱ-1-1-15-105)、坂原地区(Ⅰ-538)、惣地地区(Ⅰ-539)、新見A地区(Ⅰ-540)、新見B地区(Ⅰ-541)、口波多地区(Ⅰ-542)、本折地区(Ⅰ-545)、河原町地区(Ⅰ-546)、山根A地区(Ⅰ-547)、久志谷地区(Ⅰ-548)、山根B地区(Ⅰ-549)、中山根地区(Ⅰ-550)、穂見地区(Ⅰ-551)、木原地区(Ⅰ-552)、横田地区(Ⅰ-553)、天木A地区(Ⅰ-554)、天木B地区(Ⅰ-555)、山田地区(Ⅰ-556)、大坪地区(Ⅰ-557)、早瀬A地区(Ⅰ-558)、中土居地区(Ⅰ-559)、半田地区(Ⅰ-560)、早瀬B地区(Ⅰ-561)、水島地区(Ⅰ-563)、野原地区(Ⅰ-564)、大背地区(Ⅰ-565)、栃本地区(Ⅰ-567)、奥本地区(Ⅰ-568)、早野地区(Ⅰ-569)、宮ノ本地区(Ⅰ-571)、五月田地区(Ⅰ-572)、下西A地区(Ⅰ-574)、奥西地区(Ⅰ-575)、工屋地区(Ⅰ-576)、上市場B地区(Ⅰ-578)、上河合地区(Ⅰ-584)、木ノ下地区(Ⅰ-586)、鍛屋地区(Ⅰ-588)、尾見地区(Ⅰ-589)、尾見A地区(Ⅰ-590)、中原地区(Ⅰ-593)、天狗谷地区(Ⅰ-594)、福原B地区(Ⅰ-595)、福原地区(Ⅰ-596)、樽見地区(Ⅰ-597)、樽見C地区(Ⅰ-598)、上ノ山地区(Ⅰ-599)、上小茅野地区(Ⅰ-601)、大倉谷地区(Ⅰ-602)、惣地B地区(Ⅰ-1310)、古屋地区(Ⅰ-1313)、宮ノ本B地区(Ⅰ-1314)、尾見B地区(Ⅰ-1318)、五月田C地区(Ⅰ-1319)、豊乗寺地区(Ⅰ-1320)、持雲寺地区(Ⅰ-1322)、酒屋B地区(Ⅰ-1323)、大坪A地区(Ⅰ-1324)、小又裏地区(Ⅰ-1325)、杉の香団地地区(Ⅰ-1326)、口波多B地区(Ⅰ-1328)、天木C地区(Ⅰ-1329)、下西B地区(Ⅰ-1330)、樽見B地区(Ⅰ-1333)、河原町地区(Ⅰ-人工25)、長途地区(Ⅰ-人工26)、山根地区(Ⅰ-人工27)、香音寺地区(Ⅰ-人工28)、栃本地区(Ⅰ-人工29)、米井地区(Ⅰ-人工30)、夏明地区(Ⅱ-2453)、穂見B地区(Ⅱ-2457)、岩神地区(Ⅱ-2458)、大津江地区(Ⅱ-2459)、竹美地区(Ⅱ-2460)、沖代地区(Ⅱ-2461)、山根C地区(Ⅱ-2463)、出合地区(Ⅱ-2469)、梅ヶ谷口地区(Ⅱ-2471)、家ノ元地区(Ⅱ-2472)、白玉地区(Ⅱ-2473)、三田地区(Ⅱ-2478)、能座地区(Ⅱ-2481)、岡田地区(Ⅱ-2482)、穂見C地区(Ⅱ-2483)、穂見D地区(Ⅱ-2484)、天木D地区(Ⅱ-2486)、長瀬地区(Ⅱ-2487)、長瀬B地区(Ⅱ-2488)、石田A地区(Ⅱ-2489)、石田B地区(Ⅱ-2490)、紺屋土居A地区(Ⅱ-2491)、紺屋土居B地区(Ⅱ-2492)、横田B地区(Ⅱ-2493)、紺屋土居C地区(Ⅱ-2494)、大坪E地区(Ⅱ-2495)、山田A地区(Ⅱ-2496)、山田B地区(Ⅱ-2497)、十日市A地区(Ⅱ-2498)、十日市B地区(Ⅱ-2499)、樋口地区(Ⅱ-2501)、下土居地区(Ⅱ-2502)、早瀬C地区(Ⅱ-2503)、竹ノ内地区(Ⅱ-2504)、松ノ木地区(Ⅱ-2506)、長通り地区(Ⅱ-2509)、梅ノ木谷地区(Ⅱ-2510)、後谷地区(Ⅱ-2513)、本谷前地区(Ⅱ-2515)、酒銭田上地区(Ⅱ-2516)、倉元地区(Ⅱ-2517)、三百田地区(Ⅱ-2518)、栃本地区(Ⅱ-2519)、夏長地区(Ⅱ-2520)、早野C地区(Ⅱ-2521)、宮ノ本C地区(Ⅱ-2522)、宮ノ本D地区(Ⅱ-2523)、東宇塚地区(Ⅱ-2525)、東宇塚C地区(Ⅱ-2527)、下西E地区(Ⅱ-2528)、下西F地区(Ⅱ-2529)、河津原地区(Ⅱ-2530)、水島地区(Ⅱ-2543)、二ノ丸口地区(Ⅱ-2547)、大馬場瀬地区(Ⅱ-2548)、大ノ田地区(Ⅱ-2549)、出岩地区(Ⅱ-2551)、山木地区(Ⅱ-2552)、尾崎地区(Ⅱ-2554)、下小茅野地区(Ⅱ-2555)、下沼ノ谷地区(Ⅱ-2556)、上沼ノ谷地区(Ⅱ-2557)、下梨地区(Ⅱ-2558)、庭ネエ地区(Ⅱ-2559)、奥神社地区(Ⅱ-2560)、櫛並口地区(Ⅱ-2561)、温江下地区(Ⅱ-2562)、温江上地区(Ⅱ-2563)、念仏岩地区(Ⅱ-2564)、松尾地区(Ⅱ-3586)、茗荷谷地区(Ⅱ-3587)、上皆地地区(Ⅱ-3588)、段地区(Ⅱ-3594)、白玉B地区(Ⅱ-人工2003)、野原C地区(Ⅱ-人工2004)、名引地区(Ⅱ-人工2005)、樽見D地区(Ⅱ-人工2007)、坂原地区(Ⅱ-人工2008)、上山木地区(Ⅱ-人工2009)

2 変更した年月日 平成24年2月21日

鳥取県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

中島川(I-1-1-15-2)、大町谷川(I-1-1-15-3)、牛臥川(I-1-1-15-4)、小谷川(I-1-1-15-6)、会下谷川(I-1-1-15-7)、小松谷川(I-1-1-15-8)、妙法寺川(I-1-1-15-9)、スガ谷川(I-1-1-15-10)、黒本川(I-1-1-15-12)、米井谷川(I-1-1-15-13)、ヒヤケ谷川(I-1-1-15-14)、小目谷川(I-1-1-15-15)、大目谷川(I-1-1-15-16)、荒神谷川(I-1-1-15-20)、大町谷川(I-1-1-15-21)、上新見谷川(I-1-1-15-24)、寺谷川(I-1-1-15-25)、孫谷川(I-1-1-15-26)、波多川(I-1-1-15-27)、惣地川(I-1-1-15-30)、見尾谷川(I-1-1-15-31)、上岩神谷川(I-1-1-15-36)、岩神川(I-1-1-15-37)、鳥谷川(I-1-1-15-38)、市ノ奥川(I-1-1-15-40)、右ノ奥川(I-1-1-15-41)、大市瀬谷川(I-1-1-15-42)、地主本川(I-1-1-15-43)、堂ノ谷川(I-1-1-15-44)、倉谷川(I-1-1-15-45)、毛谷川(I-1-1-15-46)、皆地谷川(I-1-1-15-47)、宮谷川(I-1-1-15-48)、劔谷川(I-1-1-15-49)、天王谷川(I-1-1-15-50)、天王谷川(I-1-1-15-51)、浅見川(I-1-1-15-52)、宮ノ前川(I-1-1-15-53)、綾木谷川(I-1-1-15-55)、上田川(I-1-1-15-56)、寺谷川(I-1-1-15-57)、小倉谷川(I-1-1-15-58)、鳴畑川(I-1-1-15-59)、ネギ谷川(I-1-1-15-60)、車谷川(I-1-1-15-61)、上河合谷川(I-1-1-15-62)、木下川(I-1-1-15-63)、小又川(I-1-1-15-64)、折谷川(I-1-1-15-67)、杉ヶ谷川(I-1-1-15-68)、中ノ谷川(I-1-1-15-70)、穂見川(I-1-1-15-71)、地福寺谷川(I-1-1-15-72)、紺屋谷川(I-1-1-15-73)、慶所奥川(I-1-1-15-75)、御崎田川(I-1-1-15-77)、北谷川(I-1-1-15-80)、金谷川(I-1-1-15-81)、真鹿野川(I-1-1-15-82)、野谷川(I-1-1-15-83)、栃木谷川(I-1-1-15-84)、宇丹谷川(I-1-1-15-85)、立茅ノ谷川(I-1-1-15-87)、谷ノ奥川(I-1-1-15-90)、大谷川(I-1-1-15-91)、場ヶ谷川(I-1-1-15-92)、河津原川(I-1-1-15-93)、シコイ谷川(I-1-1-15-94)、岡城谷川(I-1-1-15-96)、モミジ谷川(I-1-1-15-97)、屋並川(I-1-1-15-98)、谷ノ奥川(I-1-1-15-99)、背谷川(I-1-1-15-100)、水島上谷川(I-1-1-15-101)、水島下谷川(I-1-1-15-102)、早瀬大谷川(I-1-1-15-104)、十日市川(I-1-1-15-107)、山田川(I-1-1-15-108)、湯の谷川(I-1-1-15-110)、牛谷川(I-1-1-15-111)、本谷川(I-1-1-15-112)、鳶谷川(I-1-1-15-115)、湯谷川(I-1-1-15-116)、観音寺川(I-1-1-15-117)、梅ヶ谷川(I-1-1-15-118)、宇波川(I-1-1-15-120)、尾見谷川(I-1-1-15-123)、下田上川(I-1-1-15-124)、小櫛並川(I-1-1-15-125)、不動谷川(I-1-1-15-126)、天狗谷川(I-1-1-15-127)、水ヶ谷川(I-1-1-15-129)、大倉川(I-1-1-15-130)、宮谷川(I-1-1-15-134)、出岩川(I-1-1-15-135)、尾見川(I-1-1-15-136)、滝谷川(I-1-1-15-139)、家谷川(I-1-1-15-140)、下八河谷川(I-1-1-15-141)、松尾川(I-1-1-15-142)、小目谷川(I-1-1-15-144)、船山谷川(I-1-1-15-145)、家ノ谷川(I-1-1-15-146)、天王谷川(I-1-1-15-147)、堂ノ谷川(I-1-1-15-148)、倉谷川(I-1-1-15-149)、米原川(I-1-1-15-150)、酒屋川(I-1-1-15-152)、笠木谷川(I-1-1-15-153)、宮ノ向川(I-1-1-15-154)、小谷川(I-1-1-15-155)、半田川(I-1-1-15-156)、寺土居川(I-1-1-15-157)、湯谷川(I-1-1-15-158)、老ヶ谷川(I-1-1-15-161)、寺谷山川(I-1-1-15-163)、天木川(I-1-1-15-164)、埴師奥川(I-1-1-15-165)、サギノス谷川(I-1-1-15-166)、慶所本谷川(I-1-1-15-167)、大屋川(I-1-1-15-168)、タツキ谷川(I-1-1-15-169)、婦木谷川(I-1-1-15-171)、アナダ川(I-1-1-15-172)、ホウキ畑川(I-1-1-15-173)、吉ヶ谷川(I-1-1-15-174)、中島下谷川(Ⅱ-1

ー 1ー15ー1)、上湯屋谷川(Ⅱー1ー1ー15ー2)、惣田川(Ⅱー1ー1ー15ー4)、上ヤキ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー5)、西大呂谷川(Ⅱー1ー1ー15ー6)、上毛谷川(Ⅱー1ー1ー15ー13)、カナゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー15)、アシ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー17)、イケガサコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー20)、コウネ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー21)、一ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー22)、スミヤサコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー23)、船谷川(Ⅱー1ー1ー15ー24)、ダンザコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー26)、イモン谷川(Ⅱー1ー1ー15ー27)、キヤガ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー28)、コイツ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー29)、寶途川(Ⅱー1ー1ー15ー30)、市略谷川(Ⅱー1ー1ー15ー32)、スゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー33)、マア谷川(Ⅱー1ー1ー15ー34)、栃ノ木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー35)、水島川(Ⅱー1ー1ー15ー36)、白玉川(Ⅱー1ー1ー15ー37)、ツヅラ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー38)、スゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー39)、南出会谷川(Ⅱー1ー1ー15ー40)、北出会谷川(Ⅱー1ー1ー15ー42)、小見原谷川(Ⅱー1ー1ー15ー44)、下佛石川(Ⅱー1ー1ー15ー46)、朽ノ市川(Ⅱー1ー1ー15ー47)、西山川(Ⅱー1ー1ー15ー49)、下梨川(Ⅱー1ー1ー15ー50)、沼ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー51)、北皆地川(Ⅱー1ー1ー15ー52)、下皆地川(Ⅱー1ー1ー15ー53)、一ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー55)、サギ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー56)、柳谷川(Ⅱー1ー1ー15ー57)、土師坂川(Ⅱー1ー1ー15ー60)、横根川(Ⅱー1ー1ー15ー61)、目位上川(Ⅱー1ー1ー15ー62)、下ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー63)、新田川(Ⅱー1ー1ー15ー64)、ショウジ畑下川(Ⅱー1ー1ー15ー65)、ショウジ畑上川(Ⅱー1ー1ー15ー66)、米井川(Ⅱー1ー1ー15ー67)、大原川(Ⅱー1ー1ー15ー68)、岡田川(Ⅱー1ー1ー15ー69)、小火打川(Ⅱー1ー1ー15ー70)、桑原川(Ⅱー1ー1ー15ー72)、下山根川(Ⅱー1ー1ー15ー73)、大峪川(Ⅱー1ー1ー15ー74)、下田上谷川(Ⅱー1ー1ー15ー76)、小屋ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー77)、牛房途川(Ⅱー1ー1ー15ー78)、西山川(Ⅱー1ー1ー15ー79)、寺谷川(Ⅱー1ー1ー15ー81)、新見谷川(Ⅱー1ー1ー15ー82)、小鳥見川(Ⅱー1ー1ー15ー83)、原ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー84)、糒谷川(Ⅱー1ー1ー15ー85)、カミノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー86)、梅ノ木川(Ⅱー1ー1ー15ー88)、古屋谷川(Ⅱー1ー1ー15ー89)、宇塚谷川(Ⅱー1ー1ー15ー90)、早瀬北谷川(Ⅱー1ー1ー15ー91)、下山田谷川(Ⅱー1ー1ー15ー92)、鳥ノ上川(Ⅱー1ー1ー15ー93)、口谷川(Ⅱー1ー1ー15ー95)、長ヶ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー96)、コウナ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー97)、大塚谷川(Ⅱー1ー1ー15ー98)、桑村川(Ⅱー1ー1ー15ー99)、後谷川(Ⅱー1ー1ー15ー100)、タブノキ川(Ⅱー1ー1ー15ー101)、酒銭田川(Ⅱー1ー1ー15ー102)、梅ノ木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー103)、西谷川(Ⅱー1ー1ー15ー104)、池田川(Ⅱー1ー1ー15ー105)、荒神谷川(Ⅱー1ー1ー15ー106)、白玉川(Ⅱー1ー1ー15ー107)、奥谷川(Ⅱー1ー1ー15ー108)、子田谷川(Ⅱー1ー1ー15ー109)、ミソギ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー110)、東谷川(Ⅱー1ー1ー15ー111)、長途谷川(Ⅱー1ー1ー15ー113)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

市瀬A地区(I-530)、市瀬B地区(I-531)、中島地区(I-532)、鳥ノ巣地区(I-533)、板井原A地区(I-534)、板井原B地区(I-535)、板井原C地区(I-536)、下町地区(I-537)、坂原地区(I-538)、惣地地区(I-539)、新見A地区(I-540)、新見B地区(I-541)、口波多地区(I-542)、宇波地区(I-544)、本折地区(I-545)、河原町地区(I-546)、山根A地区(I-547)、久志谷地区(I-548)、山根B地区(I-549)、中山根地区(I-550)、穂見地区(I-551)、木原地区(I-552)、横田地区(I-553)、天木A地区(I-554)、天木B地区(I-555)、山田地区(I-556)、大坪地区(I-557)、早瀬A地区(I-558)、中土居地区(I-559)、半田地区(I-560)、早瀬B地区(I-561)、土居ノ瀬戸地区(I-562)、水島地区(I-563)、

野原地区(I-564)、大背地区(I-565)、栃本地区(I-567)、奥本(I-568)、早野地区(I-569)、早野B地区(I-570)、宮ノ本地区(I-571)、五月田地区(I-572)、下西A地区(I-574)、奥西地区(I-575)、工屋地区(I-576)、上町地区(I-577)、上市場B地区(I-578)、篠坂地区(I-579)、下毛谷A地区(I-580)、上毛谷地区(I-582)、下大内地区(I-583)、上河合地区(I-584)、大内B地区(I-585)、木ノ下地区(I-586)、酒屋地区(I-587)、鍛屋地区(I-588)、尾見地区(I-589)、尾見A地区(I-590)、中原地区(I-593)、天狗谷地区(I-594)、福原B地区(I-595)、福原地区(I-596)、樽見地区(I-597)、樽見C地区(I-598)、上ノ山地区(I-599)、向山地区(I-600)、上小茅野地区(I-601)、大倉谷地区(I-602)、郷原地区(I-603)、郷原B地区(I-604)、米原地区(I-605)、西野地区(I-606)、浅見A地区(I-607)、浅見B地区(I-608)、芦津A地区(I-609)、芦津B地区(I-610)、芦津C地区(I-611)、八河谷地区(I-612)、湯屋地区(I-1138)、大呂地区(I-1139)、惣地B地区(I-1310)、上市場C地区(I-1311)、上市場D地区(I-1312)、古屋地区(I-1313)、宮ノ本B地区(I-1314)、芦津D地区(I-1315)、芦津E地区(I-1316)、守屋地区(I-1317)、尾見B地区(I-1318)、五月田C地区(I-1319)、豊乗寺地区(I-1320)、市瀬C地区(I-1321)、持雲寺地区(I-1322)、酒屋B地区(I-1323)、大坪A地区(I-1324)、小又裏地区(I-1325)、杉の香団地地区(I-1326)、湯屋B地区(I-1327)、口波多B地区(I-1328)、天木C地区(I-1329)、下西B地区(I-1330)、河津原地区(I-1331)、大呂中島地区(I-1332)、樽見B地区(I-1333)、芦津F地区(I-1334)、河原町地区(I-人工25)、長途地区(I-人工26)、山根(I-人工27)、香音寺(I-人工28)、栃本(I-人工29)、米井(I-人工30)、夏明地区(II-2453)、郷原第2地区(II-2454)、市瀬D地区(II-2455)、市瀬E地区(II-2456)、穂見B地区(II-2457)、岩神地区(II-2458)、大津江地区(II-2459)、竹美地区(II-2460)、沖代地区(II-2461)、新見C地区(II-2462)、山根C地区(II-2463)、上市場E地区(II-2464)、上市場F地区(II-2465)、黒本地区(II-2466)、黒本B地区(II-2467)、口波多C地区(II-2468)、出合地区(II-2469)、清水途地区(II-2470)、梅ヶ谷口地区(II-2471)、家ノ元地区(II-2472)、白玉地区(II-2473)、宇波地区(II-2474)、宇波B地区(II-2475)、宇波C地区(II-2476)、宇波D地区(II-2477)、三田地区(II-2478)、三田B地区(II-2479)、三田C地区(II-2480)、能座地区(II-2481)、岡田地区(II-2482)、穂見C地区(II-2483)、穂見D地区(II-2484)、穂見E地区(II-2485)、天木D地区(II-2486)、長瀬地区(II-2487)、長瀬B地区(II-2488)、石田A地区(II-2489)、石田B地区(II-2490)、紺屋土居A地区(II-2491)、紺屋土居B地区(II-2492)、横田B地区(II-2493)、紺屋土居C地区(II-2494)、大坪E地区(II-2495)、山田A地区(II-2496)、山田B地区(II-2497)、十日市A地区(II-2498)、十日市B地区(II-2499)、大谷地区(II-2500)、樋口地区(II-2501)、下土居地区(II-2502)、早瀬C地区(II-2503)、竹ノ内地区(II-2504)、ホウ途地区(II-2505)、松ノ木地区(II-2506)、堂ノ前地区(II-2507)、市略谷上地区(II-2508)、長通り地区(II-2509)、梅ノ木谷地区(II-2510)、下夕壺反地区(II-2511)、酒銭田下地区(II-2512)、後谷地区(II-2513)、桑村谷地区(II-2514)、本谷前地区(II-2515)、酒銭田上地区(II-2516)、倉元地区(II-2517)、三百田地区(II-2518)、栃本地区(II-2519)、夏長地区(II-2520)、早野C地区(II-2521)、宮ノ本C地区(II-2522)、宮ノ本D地区(II-2523)、東宇塚地区(II-2525)、東宇塚B地区(II-2526)、東宇塚C地区(II-2527)、下西E地区(II-2528)、下西F地区(II-2529)、河津原地区(II-2530)、河津原B地区(II-2531)、河津原C地区(II-2532)、板井原C地区(II-2533)、板井原D(II-2534)、八河谷B地区(II-2535)、芦津G地区(II-2536)、芦津H地区(II-2537)、大呂B地区(II-2538)、大呂C地区(II-2539)、浅見C地区(II-2540)、浅見D地区(II-2541)、西野B地区(II-2542)、水島地区(II-2543)、下毛谷B地区(II-2544)、下毛谷C地区(II-2545)、篠坂B地区(II-2546)、二ノ丸口地区(II-2547)、大馬場瀬地区(II-2548)、大ノ田地区(II-2549)、小馬場瀬地区(II-2550)、出岩地区(II-2551)、山木地区(II-2552)、岡向こう地区(II-2553)、尾崎地区(II-2554)、下小茅野地区(II-2555)、下沼ノ谷地区(II-2556)、上沼ノ谷地区(II-2557)、下梨地区(II-2558)、庭ネエ地区(II-2559)、奥神社地区(II-2560)、櫛並口地区(II-2561)、温江下地区(II-2562)、温江上地区(II-2563)、念仏岩地区(II-2564)、松尾地区(II-3586)、茗荷谷地区(II-3587)、上皆地地区(II-3588)、段地区(II-3594)、白玉B地区(II-人工2003)、野原C地区(II-人工2004)、名引地区(II-人工2005)、樽見E地区(II-人工2006)、樽見D地区(II-人工2007)、坂原地区(II-人工2008)、上山木地区(II-人工2009)、久志谷地区(III-4205)、久志谷B地区(III-4206)、沖代B地

区(Ⅲ-4207)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第103号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月21日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社プレマスペース	鳥取市田園町三丁目335-2	ばにーに湯梨浜店	東伯郡湯梨浜町大字旭27	就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	平成24年2月14日

鳥取県告示第104号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人こうほうえん	ケアプランセンターきんかい	米子市錦海町三丁目4-5	平成24年2月7日

鳥取県告示第105号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

指定区域	埋立地の区分
西伯郡大山町加茂字渡り道2399（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
米子市淀江町小波字金屋谷427外（次の図のとおり）	〃
米子市淀江町小波字河原田473外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
境港市昭和町27-1（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
米子市淀江町西尾原字下大塚199外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
米子市淀江町小波字西灘浜1099-1（次の図のとおり）	〃
西伯郡大山町加茂字伊屋崎2090-12（次の図のとおり）	〃
西伯郡南部町鶴田字上原田899外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
西伯郡大山町赤松字下六尋口609-1外（次の図のとおり）	〃
米子市尾高字案事原-2581-9（次の図のとおり）	〃
西伯郡日吉津村大字日吉津1866-13（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
西伯郡南部町法勝寺字新宮谷22-1（次の図のとおり）	〃
日野郡江府町大字貝田字河原1097-4（次の図のとおり）	〃
西伯郡大山町大塚字上河原1104（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県西部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第5項（法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき利害関係人の意見を聴くため、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

平成24年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成24年3月12日（月） 午前10時から（3（1）から（5）まで）
午後1時から（3（6）及び（7））
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室
- 3 案 件
 - （1）鳥取県イノシシ保護管理計画（案）について
 - （2）鳥取県ニホンジカ保護管理計画（案）について
 - （3）イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長について
 - （4）イノシシ及びニホンジカの猟法の禁止の解除について
 - （5）ニホンジカの1日当たりの捕獲数の制限の解除について
 - （6）鳥取県ツキノワグマ保護管理計画（案）について
 - （7）ツキノワグマの狩猟の禁止について

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成24年 2 月 21 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成24年 7 月 20 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
 - (2) 実技試験
平成24年 9 月 29 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名程度
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成24年 6 月 4 日（月）から同月 8 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (4) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるものであることを疎明する書面
 - (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 24 年 2 月 21 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 2 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成 24 年 7 月 20 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
 - (2) 実技試験
平成 24 年 9 月 8 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名程度

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成24年6月4日（月）から同月8日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。